

## ○国立大学法人信州大学学長選考に係る意向投票実施細則

(平成 18 年 6 月 28 日国立大学法人信州大学細則第 60 号)

**改正** 平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度細則第 3 号 平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度細則第 14 号  
平成 19 年 3 月 14 日平成 18 年度細則第 18 号 平成 19 年 12 月 26 日平成 19 年度細則第 24 号  
平成 20 年 11 月 26 日平成 20 年度細則第 16 号 平成 21 年 9 月 28 日平成 21 年度細則第 4 号  
平成 22 年 6 月 3 日平成 22 年度細則第 4 号 平成 23 年 11 月 29 日平成 23 年度細則第 6 号  
平成 24 年 3 月 29 日平成 23 年度細則第 22 号 平成 25 年 2 月 1 日平成 24 年度細則第 16 号  
平成 25 年 3 月 28 日平成 24 年度細則第 19 号 平成 25 年 11 月 25 日平成 25 年度細則第 14 号  
平成 26 年 12 月 3 日平成 26 年度細則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人信州大学学長選考規程(平成 17 年国立大学法人信州大学規程第 79 号。以下「規程」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、学長選考の意向投票の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この細則において「投票区」及び「投票区の長」とは、それぞれ別表に定めるものをいう。

(意向投票実施委員会)

第 3 条 国立大学法人信州大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)は、学長の選考に際し、意向投票を実施する場合、意向投票に関し必要な事項を実施するため、意向投票実施委員会を設置する。

2 意向投票実施委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 意向投票権者名簿の作成及び交付に関すること。
- (2) 学長選考候補者名簿の通知並びに意向投票の日時、場所及び投票の方法の決定及び通知(以下「意向投票に関する通知書」という。)に関すること。
- (3) 学長選考候補者による学内への所信説明に関すること。
- (4) 投票用紙の作成、管理及び交付に関すること。
- (5) 開票に関すること。
- (6) 投票の効力の判定に関すること。
- (7) 投票結果の通知及び報告に関すること。
- (8) その他意向投票の実施に関すること。

3 意向投票実施委員会は、次に掲げる委員(以下「実施委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長選考会議議長が指名する理事又は教授 1 人
- (2) 各投票区の長が、当該投票区の第 6 条に定める意向投票の資格を有する者(以下「意向投票権者」という。)のうち、学長選考会議が学長候補者を決定する日(以下

「学長候補者決定日」という。)において意向投票権者であることが予定されている者のうちから指名する者 各1人

- 4 意向投票実施委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員をもって充てる。
- 5 意向投票実施委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 6 委員長は、意向投票実施委員会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 7 委員長は、意向投票実施委員会を招集し、その議長となる。
- 8 意向投票実施委員会は、実施委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 9 意向投票実施委員会の議事は、出席した実施委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 各投票区に、学長候補者決定日において各投票区の意向投票権者であることが予定されている者のうちから、当該投票区の長が指名する各1人の実施委員代行者を置く。
- 11 実施委員代行者は、当該投票区が選出した実施委員に事故があるときは、その職務を代行する。
- 12 規程第6条第1項第2号の規定による推薦の場合において、実施委員又は実施委員代行者となった者は、推薦者となることはできない。
- 13 実施委員及び実施委員代行者が意向投票権者でなくなったとき及び規程第7条に定める学長選考候補者となったときは、それぞれ実施委員又は実施委員代行者でなくなる。この場合において、当該実施委員及び実施委員代行者を選出した投票区は、遅滞なくこれを補充するものとする。
- 14 意向投票実施委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(意向投票の実施計画)

第4条 意向投票実施委員会は、学長選考会議が定めた学長の選考の手續・方法に基づき、意向投票の具体的な実施計画を決定する。

- 2 前項のほか、意向投票の実施に関連し必要となる事項は、意向投票実施委員会の議を経て、委員長が決定する。

(意向投票権者への通知等)

第5条 意向投票実施委員会は、意向投票の日時、場所及び投票の方法について、意向投票の日の7日前までに、意向投票権者に通知するとともに、学内に公表する。

(意向投票権者)

第6条 意向投票権者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学長及び理事
- (2) 学術研究院の教授、准教授、講師及び助教
- (3) 教育学部附属学校の副園長及び副校長
- (4) 部長、副病院長(事務担当)、課長、人事企画幹及び課長補佐

- (5) 事務部長，事務長，副館長(事務担当)，事務長補佐，副館長補佐(事務担当)，図書館専門職及び事務室長
  - (6) 技術専門員，副薬剤部長，診療放射線技師長，副診療放射線技師長，臨床検査技師長，副臨床検査技師長，管理栄養士長，看護部長及び副看護部長
- 2 前項各号に掲げるもののうち，次の各号の一に該当する者は，意向投票権者から除くものとする。
- (1) 休職中の者(意向投票の日までに復職する者を除く。)
  - (2) 第14条第5項の不在者投票期間の開始前に外国旅行(これに付随する内国旅行を含む。)を開始した者で，旅行完了予定日が意向投票の日以降の者
  - (3) 意向投票の日までに退職した者  
(意向投票権者名簿の作成及び訂正等)

第7条 意向投票実施委員会は，別紙第1号様式により各投票区から提出された意向投票権者名簿を確認の後，委員長の印を押印し，意向投票権者の所属する投票区に応じて，投票所ごとの意向投票権者名簿を作成する。

- 2 各投票区の長は，第6条第2項第1号又は第3号による意向投票権者の資格喪失があったときは，別紙第2号様式により遅滞なく意向投票実施委員会に報告しなければならない。
- 3 意向投票実施委員会は，前項の報告があったときは，速やかに当該意向投票権者名簿を訂正しなければならない。
- 4 意向投票の日までに復職する者が，意向投票の日を超えて，休職の期間を更新された場合は，意向投票権者から除くものとする。
- 5 第6条第2項第2号の旅行完了予定日とは，第1項に基づき，意向投票実施委員会が投票所ごとの意向投票権者名簿を作成した日現在における旅行完了予定日とし，当該予定日をもって意向投票権者の確定を行う。

なお，第14条第5項の不在者投票期間内及び当該不在者投票期間の経過後において，当該予定日に変更があった場合は，その確定事項を変更しないものとする。

## 第8条 削除

(意向投票の実施等の通知)

第9条 意向投票実施委員会は，学長選考会議から通知された学長選考候補者名簿を，意向投票に関する通知書とともに，意向投票日の7日前までに各投票区の長に通知する。

- 2 各投票区の長は，前項の通知書を速やかに意向投票権者に通知する。

(投票所管理責任者及び投票立会人)

第10条 各投票所に投票所管理責任者及び投票立会人を置き，当該投票区ごとに，その所属する意向投票権者のうちから，当該投票区の長が指名する者をもって充てる。

- 2 投票所管理責任者は，意向投票権者名簿と対照の上，意向投票権者名簿にしるしをした後，意向投票権者に投票用紙を交付する。

3 投票立会人は、投票手続の全般について立ち会う。

(投票用紙等の交付)

第 11 条 意向投票実施委員会は、所定の期日に各投票所管理責任者に、投票用紙、投票録、意向投票権者名簿等を交付する。

(投票)

第 12 条 意向投票は、単記無記名投票とする。

2 意向投票において、意向投票権者は、別紙第 3 号様式による投票用紙に学長選考候補者のうちから、1 人の氏名を記載し、投票立会人の面前で投票箱に投票するものとする。

第 13 条 削除

(不在者投票)

第 14 条 意向投票において、業務若しくはこれに準ずる事由又は負傷疾病等のため、投票日に投票所に出向くことが困難であり、投票ができなくなる意向投票権者は、意向投票実施委員会の定めるところにより、不在者投票をすることができる。ただし、郵送による不在者投票は、認めない。

2 不在者投票をする者は、事前に所定の投票所の投票所管理責任者に、別紙第 4 号様式によりその事由を申し出るものとする。

3 前項の規定により申出を行った者は、投票所管理責任者から投票用紙の交付を受け、候補者の氏名を記載の上、内封筒に密封し、さらに自己の氏名を記載した外封筒に密封して、当該投票所管理責任者に預託する。

4 前項の預託を受けた投票所管理責任者は、投票の当日に投票立会人の面前で意向投票権者名簿と照合し、名簿に不在者投票の旨を記入の上、外封筒から内封筒を取り出し、全ての内封筒を混合した後、内封筒から投票を取り出し、投票箱に入れる。

5 第 1 項の不在者投票の期間及び時間等は、意向投票実施委員会が別に定める。

(投票箱及び投票録等の送致)

第 15 条 投票所管理責任者は、投票締切り後、投票箱を密封(投票箱の投入口及び取出口の封印又は施錠をいう。)し、別紙第 5 号様式の投票録及び残余の投票用紙並びに意向投票権者名簿(以下「投票録等」という。)とともに、意向投票実施委員会へ引き継ぐものとする。

2 委員長は、意向投票実施委員会室において、実施委員の立ち会いのもとに、前項の規定により投票所管理責任者が持参した投票箱を投票所ごとに開かせ、投票数と投票録に記載されている事項とを照合の上、投票及び投票録等を受領する。

(開票)

第 16 条 開票は、意向投票実施委員会が、各投票所の投票を混合した後、これを行う。

(投票の効力)

第 17 条 次の投票は、これを無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

- (2) 候補者以外の者の氏名を記載したもの
  - (3) 2人以上の氏名を記載したもの
  - (4) 何人を記載したか判読できないもの
- 2 氏名の誤記，姓又は名のみ記載その他の判定困難な投票については，特定の候補者を指示しているものと意向投票実施委員会が判定した場合に限り有効とする。
- (投票結果の通知及び報告)

第 18 条 意向投票実施委員会は，開票終了後，意向投票における投票総数，有効投票数，無効投票数，白票数及び棄権者数並びに候補者ごとの得票数を直ちに各投票区の長に通知するとともに，学内に公表する。

- 2 各投票区の長は，前項の通知を速やかに意向投票権者に通知する。
- 3 意向投票実施委員会は，意向投票が終了したときは，その結果を文書により学長選考会議に報告する。

(細則の解釈)

第 19 条 この細則の解釈について，疑義を生じた場合は，意向投票実施委員会が決定する。

(細則の改廃)

第 20 条 この細則の改廃は，学長選考会議の議を経て，議長が行うものとする。

附 則

この細則は，平成 18 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度細則第 3 号)

この細則は，平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度細則第 14 号)

この細則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日平成 18 年度細則第 18 号)

この細則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日平成 19 年度細則第 24 号)

この細則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 26 日平成 20 年度細則第 16 号)

この細則は，平成 20 年 11 月 26 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 28 日平成 21 年度細則第 4 号)

この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 3 日平成 22 年度細則第 4 号)

この細則は、平成 22 年 6 月 3 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 29 日平成 23 年度細則第 6 号)

この細則は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日平成 23 年度細則第 22 号)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 1 日平成 24 年度細則第 16 号)

この細則は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日平成 24 年度細則第 19 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 25 日平成 25 年度細則第 14 号)

この細則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 3 日平成 26 年度細則第 23 号)

この細則は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

投票区	意向投票権者の所属組織	投票区の長
人文学部	学術研究院 (人文科学系) 人文学部	人文学部長
教育学部	学術研究院 (教育学系) 教育学部附属長野小学校, 長野中学校及び特別支援学校 教育学部	教育学部長
経済学部	学術研究院 (社会科学系 (経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻の専任者を除く。)) 経済学部	経済学部長
理学部	学術研究院 (理学系) 理学部	理学部長

医学部	学術研究院（医学系） 学術研究院（保健学系） 医学部 医学部附属病院	医学部長
工学部	学術研究院（工学系） 学術研究院（社会科学系（経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻のを担当を命ぜられた者に限る。）） 工学部	工学部長
農学部	学術研究院（農学系） 農学部	農学部長
繊維学部	学術研究院（繊維学系） 繊維学部	繊維学部長
全学教育機構	学術研究院（総合人間科学系） 学務部（入試課を除く。）	全学教育機構長
法人本部	法人本部(学務部の入試課を含む。) 附属図書館 総合健康安全センター 総合情報センター 地域戦略センター 教育学部附属幼稚園，松本小学校及び松本中学校 学術研究院（勤務状況により他の投票区に分類できない場合に限る。）	総務部長

備考 投票区の決定については、意向投票権者が常時勤務する場所を考慮し決定する。

#### 第1号様式(第7条関係)

意向投票権者名簿

[別紙参照]

#### 第2号様式(第7条関係)

意向投票権者の資格喪失について(報告)

[別紙参照]

#### 第3号様式(第12条関係)

国立大学法人信州大学学長候補者意向投票投票用紙  
[別紙参照]

第 4 号様式(第 14 条関係)

不在者投票申出書  
[別紙参照]

第 5 号様式(第 15 条関係)

投票録  
[別紙参照]

第1号様式（第7条関係）

意 向 投 票 権 者 名 簿

投票区名  
(元号) 年 月 日現在

投票用紙 の 交 付	職 名	氏 名	備 考

(備考) 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式（第7条関係）

（元号） 年 月 日

意向投票実施委員会委員長 殿

投票区の長名 印

意向投票権者の資格喪失について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

意向投票権者名	資格喪失年月日	事 由

（備考）用紙の大きさは、A列4番とする。

第3号様式（第12条関係）

国立大学法人信州大学学長候補者意向投票投票用紙印
--------------------------

氏 名
--------

第4号様式（第14条関係）

（元号） 年 月 日

投票所管理責任者 殿

所属投票区  
職 名  
氏 名

印

不在者投票申出書

下記の事由により、（元号） 年 月 日実施の意向投票の当日投票することができないので申し出ます。

（不在者投票を申し出る事由）

（備考）用紙の大きさは、A列4番縦とする。

第5号様式（第15条関係）

投 票 録			
投票所名			
意向投票権者総数			
投票者総数	投票所における投票者数		小計
	不在者投票者数		
棄権者数			小計
<p>(元号) 年 月 日</p> <p>投票所管理責任者 _____ 印</p> <p>投票立会人 _____ 印</p>			